

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

姿勢保持関連補装具の機能と支給状況に関する調査研究

研究分担者 白銀 暁 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

車椅子や座位保持装置などの姿勢保持に関連する補装具に関して、近年の多様化するニーズに応じて多数供給される新たな製品群への対応を検討するため、それら補装具が基本的に有すべき機能や、その支給状況をより明確にする必要性が高まっている。本研究はそれらを明確化することを目的とし、今年度はまず、これまでの「機能」に関する記述を整理して議論の土台となる情報を得るとともに、今後に向けて、過去の支給状況の一部を明らかにした。機能に関しては、文献調査の結果からは多様な記述が認められたため、補装具により直接的（機械的）に実現される「主機能（仮称）」と、それに付随して現れる「副機能（二次的機能）（仮称）」の2つの分類を用いて整理を試みた。支給状況に関して、過去20年間の推移を見ると、車椅子は1998年に8万件を超えた後に減少した。電動車椅子は2003年まで増加傾向を示した後、現在もその件数を維持していた。座位保持装置は、概ね一定しているようであり、座位保持椅子は、2010年にそれ以前から倍増し、2016年までその件数を維持していた。都道府県間の比較では、支給の多いところと少ないところでは数倍に達する差が認められ、自治体規模の比較では小規模なほど支給されていない可能性が示唆された。

A. 研究目的

身体障害者のうち、移動や姿勢保持が独力で困難な者にとって、車椅子・座位保持装置は重要な福祉用具の一つである。しかしながら、その運用場面での課題が指摘されており、対応する制度の見直しが求められている。近年では、技術の発達やニーズの多様化に伴い、多種多様な製品（部品）が補装具として申請されるようになった。ところが、その多様さ故に、供給されるすべての製品（部品）が補装具として認められるべきものであるか否かについては、議論の余地が生じているように感じられる。そして、現在のところ、同制度において手当てされるべき補装具の「機能」が十分に明確になっていないことから、この議論を進めることが難しい状況にあると言える。

そこで本研究は、姿勢保持関連補装具に着目して、基準額の評価に必要な補装具の機能を明確にすることを目的とした。今年度は、まず、これまでの「機能」に関する記述を整理して、土台となる情報を得ることを目指した。また、合わせて、今後に向けて、これら姿勢保持関連補装具に関して、過去の支給状況の推移を明らかにした。

B. 研究方法

B-1. 姿勢関連補装具の機能に関する調査

調査対象となる補装具として、補装具費種目より「車椅子」、「電動車椅子」、「座位保持装置」、「座位保持椅子」を選定した。これら選定補装具の機能に関する情報を収集するため、文献調査を行った。調査は、センター所蔵の書籍、雑誌、各種資料

等、およびインターネット上で収集可能な文献資料、インターネット検索によって抽出された書籍等を対象として実施された。

B-2. 姿勢関連補装具の支給状況に関する調査

まず、厚生労働省が公表する福祉行政報告例を用い、同報告における統計表から補装具の支給件数を抽出し、1997年以降2016年までの各年度に関して、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、および座位保持椅子の4種目の新規の支給件数を集計した。なお、2006年以前、成人と児童は分けて報告されていたため、これを合算したものを集計値として用いた。

次に、2016年分のデータを用いて、車椅子、電動車椅子、座位保持装置の3つの種目の新規支給決定件数を抽出し、自治体の規模により、「東京都」、「政令指定都市」(横浜市、大阪市等の計20自治体)、「中核市」(船橋市、鹿児島市等の計48自治体)と、それらを除いた「その他道府県」の4つのカテゴリに分類して整理した。東京都以外のカテゴリには複数の自治体が含まれるため、その中央値を代表値として用いた。得られた各カテゴリの新規支給決定件数は、居住する障害者数の違いによる影響を補正するため、2016年度住民基本台帳人口移動報告内の自治体別の肢体不自由者数で除して、同千人あたりの支給件数に換算し、これを4つの自治体カテゴリ間で比較した。

最後に、2017年分のデータを用いて、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、および座位保持椅子の4種目に関して、新規支給決定件数を都道府県間で比較した。得られた各カテゴリの新規支給決定件数は、居住する障害者数の違いによる影響を補正するため、2016年度住民基本台帳人口移動報告内の自治体別の肢体不自由者数で除した。

(倫理面への配慮)

個人情報を含まない文献資料、および統計資料のみを用いた研究であるため、該当しない。

C. 研究結果

C-1. 姿勢関連補装具の機能に関する調査結果

これらにより収集された記述およびその出典を、表1~8(本稿末に掲載)に示した。ここまでで得ら

れた情報に限定しても、補装具の「機能」として多様な記述が認められた。内容を吟味すると、補装具により直接的(機械的)に実現される「主機能(仮称)」と、それに付随して現れる「副機能(二次的機能)(仮称)」とに整理することが可能であると考えられた。

C-2. 姿勢関連補装具の支給状況に関する調査結果

図1は、各種目の支給件数の年次推移を示したものである。

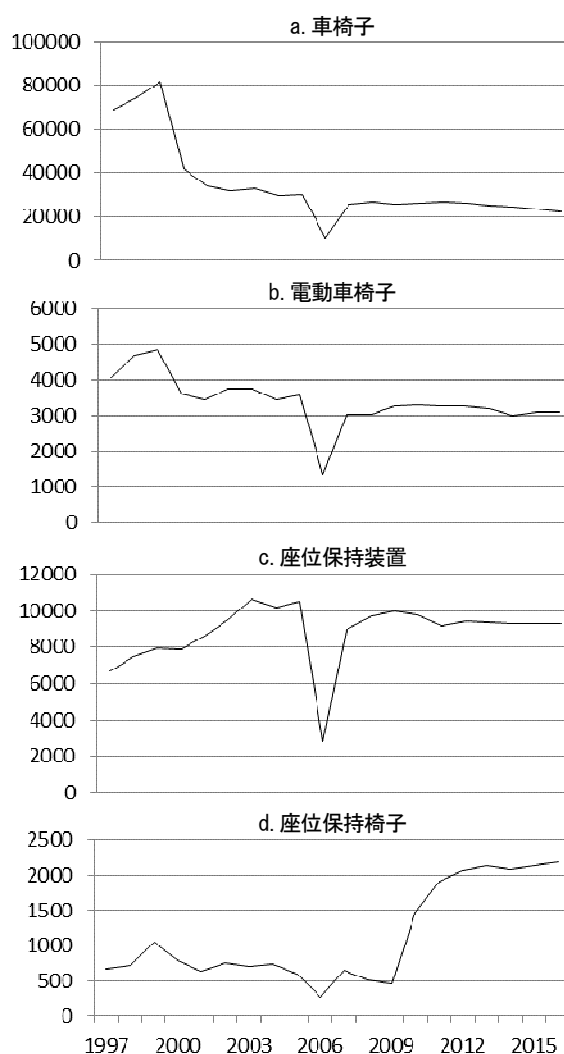


図1. 調査した4種目の支給件数の年次推移

車椅子は、1998年に8万件を超えた直後に急速に減少し、現在もゆるやかな減少傾向を示していた

(2006年については後述する)。電動車椅子は、2003年まで増加傾向を示した後、現在もその件数を維持していた。車椅子に対する比較では、1997年時点では10分の1程度であったが、現在は2.5分の1程度に増加していた。座位保持装置の支給件数は、概ね一定しているようであった。座位保持椅子は、2010年にそれ以前から倍増し、2016年までその件数を維持していた。

自治体規模間の比較に関して、4つの自治体カテゴリ毎の新規支給決定件数（東京都以外は中央値）と、肢体不自由者千人あたりの支給件数を表9に示した。新規の支給決定件数は、調査した3種目のすべてにおいて東京都が最多であった。しかし、そこに居住する肢体不自由者数の影響を除外した場合、「車椅子」については政令指定都市や中核市のほうが高値を示した。その他の道府県は、調査した3種目すべてにおいて、当初の予測通り最も低い値を示した。その他道府県の肢体不自由者千人あたりの支給件数は、「車椅子」では、最も高い政令指定都市と比較して16.2%低く、電動車椅子と座位保持装置では最多の東京都と比較して、それぞれ51.8%、31.1%低かった。

表9. 自治体規模カテゴリ毎の新規支給決定件数と支給率

	東京都	政令指定都市	中核市	その他道府県
車椅子				
支給決定件数 [件]	1897.0	252.3	70.7	268.5
肢体不自由者千対 [件]	780	870	833	729
電動車椅子				
支給決定件数 [件]	475.0	41.7	9.5	32.5
肢体不自由者千対 [件]	195	143	105	94
座位保持装置				
支給決定件数 [件]	1079.0	104.5	32.8	107.5
肢体不自由者千対 [件]	444	405	412	306

都道府県間の比較に関して、4つの種目の新規支給決定件数とその合計値を表10（本稿末に掲載）に示した。車椅子の最大件数は東京（1,920件）、次いで北海道（1,900件）、大阪（1,748件）であった。

最小は富山と石川（90件）であった。電動車椅子も東京（481件）、次いで大阪（327件）、北海道（215件）で多く、秋田（11件）、富山（13件）、群馬（17件）などが少なかった。座位保持装置は東京（1,157件）、大阪（693件）、神奈川（649件）で多く、高知（25件）、山梨（35件）、鳥取（36件）などが少なかった。座位保持椅子は大阪（235件）、福岡（180件）、兵庫（169件）で多く、佐賀（6件）、岩手と山梨（8件）、青森（9件）などが少なかった。図2は、都道府県別支給決定件数の補装具4種の合計値を示したものである。件数の多い都道府県は濃い色で、件数の少ないものは薄い色で表されており、全国的な傾向が把握できる。

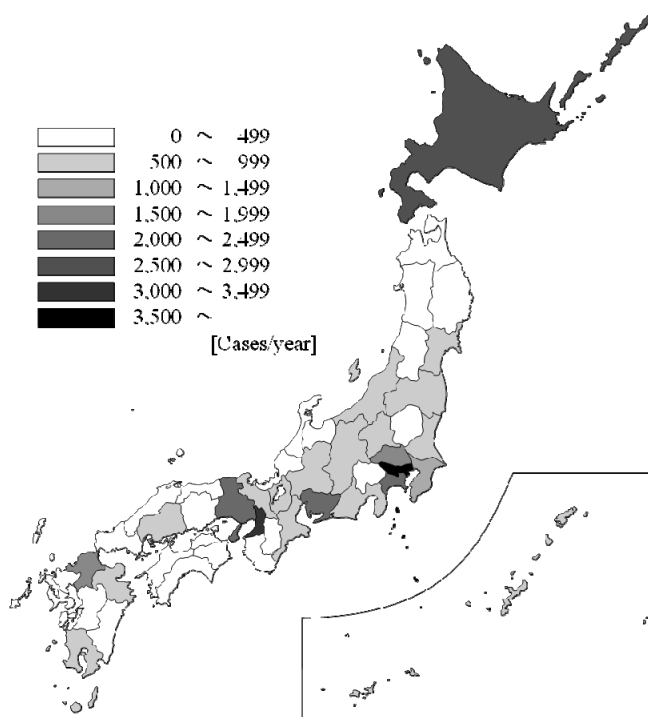


図2. 姿勢保持関連補装具4種の新規支給決定件数の合計値の分布地図

都道府県間の比較に関して、さらに各都道府県における身体障害者の人口に対する支給決定件数を表10の括弧内の数値として示した。車椅子では、宮城（1.32%）、大分（1.19%）、茨城（1.17%）が高く、富山（0.41%）、石川（0.43%）、岡山（0.44%）で低かった。電動車椅子では、宮城県と東京都（0.20%）、沖縄県（0.18%）が高く、秋田（0.02%）

と山形（0.03%）、栃木、富山（0.05%）で低かった。座位保持装置では、沖縄（0.59%）、滋賀（0.57%）茨城（0.56%）で高く、秋田（0.14%）、高知（0.15%）で低かった。座位保持椅子では、宮城（0.34%）、福岡（0.20%）、滋賀（0.18%）で高く、島根と熊本（0.02%）で低かった。図3は、都道府県別支給決定割合を示したものである。支給比率の高い都道府県は濃い色で、比率の低いものは薄い色で表されている。

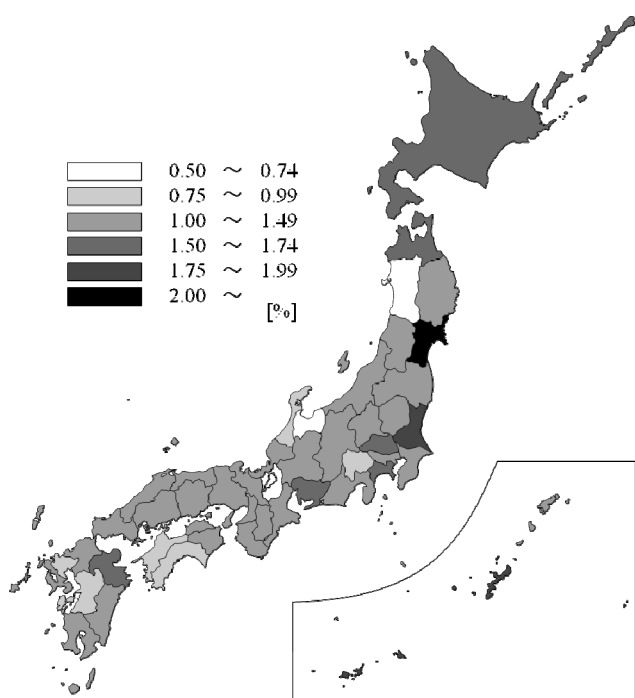


図3. 姿勢保持関連補装具4種の新規支給決定件数の肢体不自由者数に対する比率の分布地図

D. 考察

D-1. 姿勢関連補装具の機能に関する調査結果に関する考察

補装具費支給制度において保障されるべき「機能」について、文献調査による絞り込みを図ったが、決定的なものは見当たらず、収集した情報からの推定に留まった。これをさらに明確化するためには、調査対象を海外資料にも広げて更なる情報を収集するとともに、それらの文献情報を土台として、最終的には、専門職やメーカー等の関係者による議論が必要

であると考えている。来年度は、その点に関する取り組みを進めたい。

D-2. 姿勢関連補装具の支給状況に関する調査結果に関する考察

まず、2006年に調査対象のすべてにおいて認められた大きな減少は、調査対象の支給に関わる法制度の改定によるものである。それまで身体障害、知的障害、精神障害、児童で異なっていた法律を一元化する法律（障害者自立支援法）が施行された影響で、10月から3月までの半年間の統計となっていた。

車椅子支給件数の2000年の急激な減少は、要介護高齢者に対する保険給付等を定めた介護保険法の施行によるものと考えられた。同制度では、高齢者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるために福祉用具を貸与しており、貸与品目に車椅子が含まれた。

座位保持椅子支給件数の2010年以降の増加は、同年、同種目に車載加算が認められ、個別の障害状況に応じて座位保持部分（頭部、体幹、骨盤、大腿部など）を付与した車載用の座位保持椅子の支給が始まった影響と考えられた。

自治体規模間の比較では、中核市未満の小規模な自治体における車椅子・座位保持装置等の支給割合は、種目によっては大規模な自治体の半分程度であり、小規模な自治体のほうが支給されていない可能性が示唆された。もしこれが実際の状況を的確に反映しているとするならば、この差は許容範囲内とは言えないかもしれない。本研究では、その要因を明確にすることはできないが、財政規模や関連専門職の充足などが影響している可能性が考えられる。これら補装具の全国での均質なサービス提供を行う上では、その要因に関するさらなる調査と、それに応じた対策が必要であると考えられた。

都道府県間の比較では、車椅子・座位保持装置等の支給件数には大きな違いが認められた。東京は、調査対象4種目のうち3種で支給件数が最多であったが、支給率では大きく順位を下げたことから、肢体不自由者数を考慮した分析はより妥当性が高いと考えられた。宮城県は支給率が高く、種目に関係な

くほぼ一定であった(車椅子1位、電動車椅子1位、座位保持装置5位、座位保持椅子1位)。一方、秋田、富山、石川などの自治体では一貫して数値が低く、都道府県によってはこれらの機器の供給に違いがある可能性が示唆された。この要因は本調査では明らかにされていないが、関係専門職員の人数、支給判断に関わる者の考え方などの影響を受けている可能性があると考えられた。今後、さらなる調査分析が必要である。

E. 結論

車椅子・座位保持装置等が基本的に有するべき機能や、その支給状況の明確化を目的とし、今年度は、これまでの「機能」に関する記述を整理して議論の土台となる情報を得るとともに、今後に向けて、過去の支給状況の一部を明らかにした。機能に関しては、文献調査の結果からは多様な記述が認められたため、補装具により直接的(機械的)に実現される「主機能(仮称)」と、それに付随して現れる「副機能(二次的機能)(仮称)」の2つの分類を用いて整理を試みた。支給状況については、過去20年間の傾向とともに、自治体規模や都道府県間の違いの一部を明確にした。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

1) 白銀暁: 補装具費支給制度における車椅子および座位保持装置の支給決定件数の推移. 第33回リハビリテーション学カンファレンス in あつぎ, 2018年8月.

2) 白銀暁, 我澤賢之: 補装具費支給制度による車椅子・座位保持装置等供給の都道府県格差. リハビリテーション・ケア合同研究大会 米子 2018, 2018年10月.

3) 白銀暁, 我澤賢之: 補装具費支給制度による車椅子・座位保持装置等支給状況の自治体規模間比較. 第34回日本義肢装具学会学術大会, 2018年11月.

G. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1. 文献記述から集約された車椅子の「機能」

主機能	副機能(二次的機能)
移動に関するもの(「動く」機能) ・(歩行が困難な場合の)自立移動手段 ・長時間・長距離移動の補助(省力化を含む) ・介助者の補助 姿勢保持に関するもの(「座る」機能) ・適正な姿勢の保持	・個人としての独立性の向上 ・ADL能力の向上 ・就業 ・各種作業遂行の補助

表2. 車椅子の機能に関する記述

No.	記述内容	出展誌名	巻号等	ページ	出版年
1	歩く事が困難な場合、移動の手段	福祉機器ガイドブック		16	1994
2	車いすは、歩けない人や長い時間あるいは長い距離を歩いて移動しがたくなった人が、移動のために使用するもの	福祉用具ワンポイント解説書		60	2001
3(座位保持装置1)	歩行ができないか、実用的に歩行することが難しい人が、移動を目的として使用する	リハビリテーション機器 適応と選択		171	1989
4	独立性の向上	リハビリテーション医学全書6 装具・自助具・車椅子		199	1989

5	日常生活動作、職業復帰に改善	リハビリテーション医学全書6 装 具・自助具・車椅子		199	1989
6	自力で歩行が不可能な人に対しては足の役 目	リハビリテーション医学全書6 装 具・自助具・車椅子		199	1989
7	エネルギーのロスの防止	リハビリテーション医学全書6 装 具・自助具・車椅子		199	1989
8	下肢による歩行機能に障害をもつための 移動用具	1車いす 2手動車いす	PTジャーナル第26巻9 号	583	1992
9	自らの分身的存在として身につけて使用す る移動用装具	車いすの機能とデザイン	日本義肢装具学会誌 Vol17 No3	175	2001
10	活動的座位姿勢の保持を前提とした「座る」 機能、動き回るすなわち活動的移動を前提 とした「動く」機能	車いすの機能とデザイン	日本義肢装具学会誌 Vol17 No3	175	2001
11	活動に必要な種々の作業を支障なく達成で きる機能	車いすの機能とデザイン	日本義肢装具学会誌 Vol17 No3	175	2001
12	身体障害児・者の生活を支えるために有効 な移動機器	車いす	総合リハ・35巻 8号	767	2007
13 (座位保 持装置 22)	屋内外での移動能力の向上	小児の座位保持装置、車いす	総合リハ・35巻 11号	1377	2007
14	歩行障害者の移動能力を補う	車椅子動作_車椅子の種類と処方 について	総合リハ・20巻 9号	856	1992
15	適正な姿勢を保持する	車椅子動作_車椅子の種類と処方 について	総合リハ・20巻 9号	856	1992
16	移動の自立	車椅子とリハビリテーション工学	総合リハ・14巻 10号	765	1986
17	常に移動の手助けが必要な者の介助用	車椅子とリハビリテーション工学	総合リハ・14巻 10号	765	1986
18	生きている人間の肌身離すことのできない 移動用機器として利用することができて、 はじめてその価値が認められるもの	車椅子とリハビリテーション工学	総合リハ・14巻 10号	771	1986

表 3. 文献記述から集約された電動車椅子の機能

主機能	副機能 (二次的機能)
<ul style="list-style-type: none"> ・ (手動車椅子では困難な) 移動の実現 ・ (自身では得られない) 推進力の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の生活の支え

表 4. 電動車椅子の機能に関する記述

No.	記述内容	出展誌名	巻号	ページ	出版年
1 (車いす 2)	電動車いすは四肢に重度の障害を持った人 の移動用具	福祉用具ワンポイント解説書		75	2001
2	上肢機能に障害があり、通常の手動車椅子 を操作出来ない者に対してそれを実現させ る	電動車椅子実用普及に際しての 問題点の考察	理学療法と作業療法 Vol.9 No5	293	1975
3	障害者本人が自力で従来の手動車いすを駆 動することがまったくできないか、その操 作が著しく困難な障害者が移動するための 足	1車いす 1電動車いす	PTジャーナル第26巻9 号	578	1992
4 (車椅子 12)	身体障害児・者の生活を支えるために有効 な移動機器	車いす	総合リハ・35巻 8号	767	2007
5 (車椅子 16)	自分では推進力が得られない者のため	車椅子とリハビリテーション工学	総合リハ・14巻 10号	765	1986

表 5. 文献記述から集約された座位保持装置の機能

主機能	副機能 (二次的機能)
-----	-------------

<ul style="list-style-type: none"> ・座位姿勢の実現と保持（に関するもの） -適切な座位姿勢の実現 -頭部の正中位保持 -座位保持時間の確保（延長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・変形や褥瘡の予防 ・寝たきりの防止（廃用予防） ・ADL能力の向上 ・知的活動の実現 ・（児童における）心身機能の発達促進 ・呼吸機能の維持・向上（気道トラブルの予防） ・心理面の改善？ ・抗重力筋群の賦活 ・認知機能の向上 ・内臓諸器官の活性化 ・上肢作業の促進 ・摂食能力の向上 ・筋緊張の調整 ・コミュニケーション能力の向上 ・移乗・移動動作の円滑化
---	---

表 6. 座位保持装置の機能に関する記述

No.	記述内容	出展誌名	巻号等	ページ	出版年
1	臥位を中心とした二次元的世界から解放し、三次元的視野の広がりとし知的活動を含めた ADL 面上での向上	リハビリテーション機器 適応と選択		55	1989
2	椅子や車いす上で良い座位姿勢をとることで身体の変形や褥瘡を抑え、座位時間を延長し「寝たきり」を防止する	義肢、装具、リハビリテーション機器、住宅改造		255	1999
3	座位を確保する	義肢装具事典		61	1991
4	体幹の変形防止、児童の心身機能の発達	義肢装具事典		61	1991
5	気道トラブルの予防	座位保持装置の基本的な役割と効果	日本義肢装具学会誌 Vol.14No3	260	1998
6	機能の向上と変形予防	座位保持装置の基本的な役割と効果	日本義肢装具学会誌 Vol.14No3	260	1998
7	心理的・知的側面での効果	座位保持装置の基本的な役割と効果	日本義肢装具学会誌 Vol.14No3	261	1998
8	適切な座位を保持する	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
9	適切な姿勢で座位を保持する	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
10	脊柱変形の予防	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
11	頭部の正中位保持	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
12	抗重力筋群の賦活	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
13	廃用症候群の予防	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
14	呼吸機能の向上	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
15	内臓諸器官の活性化	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
16	認知能力を高める	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
17	上肢を使った作業を促す	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
18	摂食能力の向上	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
19	筋緊張の調整	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
20	コミュニケーション能力の向上	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007
21	移乗、移動動作の円滑化	装具	総合リハ・35巻 8号	763	2007

22	座位姿勢保持の向上	小児の座位保持装置、車いす	総合リハ・35巻 11号	1377	2007
23	適切な姿勢を保つ	小児の座位保持装置、車いす	総合リハ・35巻 11号	1377	2007
24	最良な座位保持姿勢をとることにより、児のもつ機能を最大限に活用し、上記問題の改善、増悪の予防を図る	小児の座位保持装置、車いす	総合リハ・35巻 11号	1377	2007

表 7. 文献記述から集約された座位保持椅子の機能

主機能	副機能（二次的機能）
<ul style="list-style-type: none"> ・（適切な）座位姿勢の確立 ・（適切な）座位姿勢の保持 ・適合した座面の提供（不快感なく、安定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ADLの向上 ・リハビリテーション（医療）訓練 ・視野の拡大（？）

表 8. 座位保持椅子の機能に関する記述

No.	記述内容	出展誌名	巻号	ページ	出版年
1	リラックス用と事務・食事・学習用の二つの様式	障害児のためのテクノエイド		16	1988
2	座位保持が困難な重度脳性麻痺児を対象に、異常な緊張を抑制し、身体各部の変形や異常な姿勢を矯正し、正しい座位をとらせる	障害児のためのテクノエイド		20	1988
3（杖1）	過度の圧迫等による不快感を与えずに安定した座位姿勢の保持を可能	福祉機器用品最新情報		135	1993
4（座位保持装置1）	臥を中心とした二次元的世界から解放し、三次元的視野の広がり知的活動を含めたADL面上での向上	リハビリテーション機器 適応と選択		55	1989
5	食事訓練や上肢の訓練など、リハビリテーションの領域で坐れない児にも坐れるように工夫	座位保持いすの今までの歩み	総合リハ・17巻 2号	149	1989

表 10. 都道府県毎の新規支給決定件数と肢体不自由者数比 (2017 年度)

	車椅子 [件 (%)]	電動車椅子 [件 (%)]	座位保持装置 [件 (%)]	座位保持椅子 [件 (%)]	合計 [件 (%)]	肢体不自由者数 [n]
北海道	1,900 (1.10)	215(0.12)	395 (0.23)	105 (0.06)	2,615 (1.51)	172,696
秋田県	315 (1.07)	27 (0.09)	93 (0.32)	9 (0.03)	444 (1.50)	29,505
岩手県	264 (0.94)	25 (0.09)	73 (0.26)	8 (0.03)	370 (1.31)	28,209
宮城県	520 (1.24)	86 (0.20)	167 (0.40)	107 (0.25)	880 (2.10)	41,985
秋田県	144 (0.36)	11 (0.03)	58 (0.15)	21 (0.05)	234 (0.59)	39,712
山形県	189 (0.65)	18 (0.06)	95 (0.33)	16 (0.06)	318 (1.10)	28,873
福島県	365 (0.81)	35 (0.08)	137 (0.31)	36 (0.08)	573 (1.28)	44,870
茨城県	477 (1.09)	42 (0.10)	242 (0.55)	76 (0.17)	837 (1.91)	43,730
栃木県	314 (0.91)	25 (0.07)	95 (0.27)	34 (0.10)	468 (1.35)	34,576
群馬県	311 (0.89)	17 (0.05)	152 (0.44)	34 (0.10)	514 (1.47)	34,892
埼玉県	979 (0.92)	107 (0.10)	425 (0.40)	135 (0.13)	1,646 (1.55)	106,013
千葉県	764 (0.83)	101 (0.11)	403 (0.44)	98 (0.11)	1,366 (1.48)	92,337
東京都	1,920 (0.77)	481 (0.19)	1,157 (0.46)	112 (0.04)	3,670 (1.47)	249,595
神奈川県	1,359 (1.00)	182 (0.13)	649 (0.48)	165 (0.12)	2,355 (1.73)	136,043
新潟県	326 (0.63)	42 (0.08)	170 (0.33)	25 (0.05)	563 (1.09)	51,504
富山県	90 (0.37)	13 (0.05)	61 (0.25)	11 (0.05)	175 (0.73)	24,132
石川県	90 (0.38)	19 (0.08)	70 (0.30)	13 (0.06)	192 (0.82)	23,451
福井県	181 (0.85)	33 (0.15)	63 (0.29)	10 (0.05)	287 (1.34)	21,416
山梨県	106 (0.58)	29 (0.16)	35 (0.19)	8 (0.04)	178 (0.98)	18,123
長野県	390 (0.79)	42 (0.09)	98 (0.20)	38 (0.08)	568 (1.15)	49,382
岐阜県	336 (0.72)	29 (0.06)	159 (0.34)	42 (0.09)	566 (1.21)	46,969
静岡県	537 (0.84)	73 (0.11)	171 (0.27)	68 (0.11)	849 (1.32)	64,303
愛知県	1,162 (0.94)	153 (0.12)	558 (0.45)	152 (0.12)	2,025 (1.64)	123,457
三重県	314 (0.82)	40 (0.10)	105 (0.27)	42 (0.11)	501 (1.30)	38,412
滋賀県	346 (1.13)	56 (0.18)	203 (0.66)	48 (0.16)	653 (2.13)	30,729
京都府	502 (0.68)	67 (0.09)	248 (0.34)	106 (0.14)	923 (1.25)	73,992
大阪府	1,748 (0.81)	327 (0.15)	693 (0.32)	235 (0.11)	3,003 (1.39)	216,255
兵庫県	1,104 (0.80)	184 (0.13)	558 (0.40)	179 (0.13)	2,025 (1.47)	138,169
奈良県	227 (0.65)	27 (0.08)	93 (0.27)	21 (0.06)	368 (1.06)	34,689
和歌山県	180 (0.57)	26 (0.08)	95 (0.30)	31 (0.10)	332 (1.05)	31,551
鳥取県	119 (0.79)	19 (0.13)	36 (0.24)	12 (0.08)	186 (1.23)	15,159
島根県	113 (0.62)	24 (0.13)	51 (0.28)	10 (0.05)	198 (1.08)	18,282
岡山県	186 (0.48)	26 (0.07)	193 (0.49)	34 (0.09)	439 (1.13)	39,013
広島県	561 (0.90)	74 (0.12)	224 (0.36)	73 (0.12)	932 (1.49)	62,613
山口県	224 (0.69)	38 (0.12)	117 (0.36)	40 (0.12)	419 (1.28)	32,695
徳島県	132 (0.73)	27 (0.15)	54 (0.30)	10 (0.06)	223 (1.24)	17,996
香川県	129 (0.58)	21 (0.09)	84 (0.38)	12 (0.05)	246 (1.10)	22,359
愛媛県	218 (0.59)	20 (0.05)	72 (0.20)	39 (0.11)	349 (0.95)	36,844
高知県	136 (0.63)	26 (0.12)	25 (0.12)	19 (0.09)	206 (0.96)	21,468
福岡県	857 (0.75)	109 (0.10)	357 (0.31)	180 (0.16)	1,503 (1.31)	114,333
佐賀県	125 (0.53)	19 (0.08)	61 (0.26)	6 (0.03)	211 (0.89)	23,778
長崎県	224 (0.61)	21 (0.06)	117 (0.32)	28 (0.08)	390 (1.07)	36,438
熊本県	280 (0.63)	45 (0.10)	83 (0.19)	18 (0.04)	426 (0.96)	44,203
大分県	403 (1.18)	52 (0.15)	88 (0.26)	14 (0.04)	557 (1.63)	34,096
宮崎県	282 (0.87)	27 (0.08)	139 (0.43)	27 (0.08)	475 (1.47)	32,344
鹿児島県	409 (0.81)	22 (0.04)	264 (0.53)	34 (0.07)	729 (1.45)	50,222
沖縄県	277 (0.93)	39 (0.13)	198 (0.66)	34 (0.11)	548 (1.83)	29,910
中央値	314 (0.79)	33 (0.10)	117 (0.32)	34 (0.32)	501 (1.30)	36,844